

移住者起業支援事業の概要

移住促進特別区域（人口集中地区がある移住促進特別区域を除く）の空き家など既存施設を活用し、移住者または代表者が移住者である法人が起業するために必要な改修や整備を行う場合、その改修費などを補助します。

※サテライトオフィス誘致事業者等支援事業との併用はできません。

■対象者

下記の要件をすべて満たす移住者または代表者が移住者である法人

- ①整備施設と同一の移住促進特別区域に居住している方
- ②申請日時点において、本市に移住した日から3年を経過していない方
- ③起業する事業は、地域活性化に貢献するものであって、調査研究に基づく経営計画と資金計画を有しており、継続発展が見込まれること
- ④申請年度の3月31日までに、南丹市商工会の中小企業応援隊による伴走支援を受けた方、または、特定創業支援等事業（創業セミナー）の受講を修了した方
- ⑤居住地域の区（自治会）などに加入し、地域活動に積極的に参加する方
- ⑥市税などの滞納がない方

■補助金額

店舗などの開設に必要な改修費・敷地整備費・設備機器整備費・設計費などに対して2/3以内（1事業あたり300万円以内・千円未満切り捨て）

※事業に着手できるのは交付決定日以降で、申請年度の2月末までに完了しない事業は対象外です。

※用地取得費・補償費は対象外です。

■南丹市の移住促進特別区域

| 地区名 | 地区内の集落（行政区）名 |
|-----------|---|
| ①園部町川辺地区 | 船岡・高屋・大戸・熊原・佐切・越方 |
| ②園部町摩気地区 | 竹井・仁江・船阪・大西・穴人・半田・口人・口司 |
| ③園部町西本梅地区 | 殿谷・埴生・南八田・天引・法京・大河内・南大谷・若森 |
| ④八木町北地区 | 船枝・山室・室橋・諸畑・野条・池上 |
| ⑤八木町神吉地区 | 神吉上・神吉下・神吉和田 |
| ⑥日吉町世木地区 | 殿田（上）・殿田（下）・木住・生畑・中世木 |
| ⑦日吉町五ヶ荘地区 | 東雲・片野・新シ・和田・興風・彰徳・吉野辺・中組・海老谷・東組・下佐々江・中佐々江・上佐々江 |
| ⑧日吉町胡麻郷地区 | 畑郷・後野・上胡麻・広野・胡麻荘園・日吉平・新町・中野辺・西胡麻駅前・角本・中村・栄ヶ丘・東胡麻・上保野田・下保野田・志和賀 ※イングランドヒルズ除く |
| ⑨美山町知井地区 | 南・北・中・河内谷・下・知見・江和・田歌・芦生・白石・佐々里 |
| ⑩美山町平屋地区 | 又林・下平屋・上平屋・安掛・野添・長尾・深見・荒倉・大内・内久保 |
| ⑪美山町宮島地区 | 原・板橋・宮脇・下吉田・島・長谷・上司・和泉・静原 |
| ⑫美山町鶴ヶ岡地区 | 今宮・栃原・砂木・棚・川合・殿・舟津・松尾・神谷・名島・洞・田土・上吉田・林・庄田・脇・熊壁・山森 |
| ⑬美山町大野地区 | 萱野・大野・川谷・岩江戸・脇谷・小淵・向山・檜原・音海 |